

《参考 指定確認検査機関等の仮使用認定 基準の適用の考え方（イメージ）》

〔 基準告示（平成27年国土交通省告示第247号）第1の基準に  
 ついては、以下のイメージのように新築、増改築を判断し、適用する。 〕

